

議案第7号

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例の一部  
改正について

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を別  
紙のとおり改正する。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山 享 弘

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例（平成 23 年日野町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(町長、副町長及び固定資産評価員の給与の額の特例)</p> <p>第 2 条 <u>平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間</u>(以下「特例期間」という。)における町長、副町長及び固定資産評価員の給料月額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成 19 年日野町条第 2 号。以下「特別職給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、次に上げるとおりとする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(町長、副町長及び固定資産評価員の給与の額の特例)</p> <p>第 2 条 <u>平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間</u>(以下「特例期間」という。)における町長、副町長及び固定資産評価員の給料月額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成 19 年日野町条第 2 号。以下「特別職給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、次に上げるとおりとする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。